

□ 新たな経営プランとこれまでの審議経過

1 新プラン策定の背景

①現行経営プランの  
計画期間の終了  
→平成19年に策定されてから  
10年が経過しようとしており、  
平成28年度が計画終期となる。

②水道を取り巻く  
事業環境の変化

(背景)  
給水人口や給水量が減少し  
続ける社会の到来  
↓  
拡張を前提とした施策から  
給水人口・給水量の減少を  
前提とした施策への転換の  
必要性

(背景)  
東日本大震災を踏まえた水道  
の危機管理の在り方の抜  
本的見直し  
↓  
従来の概念を抜本的に見直  
した震災対策・危機管理対  
策の必要性

③新水道ビジョンの策定

→国は、今から50年、100年  
後の将来を見据えた水道の  
理想像を掲げるとともに、その  
具現化のため、「安全」「強  
靱」「持続」の観点から、計画  
を策定することを各事業体に  
求める。

2 諮問(平成26年11月20日)

26水経企 第 89号  
平成26年11月20日

いわき市水道事業経営審議会会長  
大川 信行 様

いわき市長  
清水 敏 男  
(公 印 省 略)

今後の水道事業経営について (諮問)

いわき市水道事業経営審議会条例(昭和46年いわき市条例第39号)第2条  
の規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

○ 今後の水道事業経営について

- ・ 新たな基本計画について
- ・ 次期中期経営計画について
- ・ その他(上記に附随して必要となる事項)

【諮問理由】

本市水道事業は、市勢の伸展に伴う水需要の増加に対応するため、創設以  
来、数次にわたり拡張事業を実施してきましたが、水需要は景気の低迷、節  
水型社会の進行などにより平成7年度から減少に転じ、平成10年からの人口  
減少も加わり、料金収入の減少に歯止めがかからず、事業経営は厳しい状況  
にあります。

そのため、水道を健全な姿で次世代に引き継ぐことを目的に、平成18年度  
には「いわき市水道事業基本計画」を策定し、「経営の健全化」、「安定給  
水の確保」などの基本方針のもと、施設の更新事業を計画的に進めるととも  
に、財政基盤の強化に努めてきました。

しかしながら、この間、水道事業を取り巻く環境は大きく変化し、事業創  
設からこれまで整備拡張してきた水道施設の大量更新の時期を迎える中、全  
国的にも本格的な人口減少社会の到来が確実なものとなり、給水量、給水収  
益の大きな減少が見込まれるほか、平成23年3月に発生した東日本大震災を  
契機にこれまで以上に災害に強い水道システムの構築が求められるなど、今  
後、経営環境は一層厳しい状況となってきます。持続可能な事業経営を行う  
ためには、長期的な視点から経営基盤の更なる強化に取り組む必要が生じて  
おります。

こうした中、現行の基本計画が間もなく最終年度を迎えようとしており、  
前回の第14次経営審議会からの答申では、今後の水道事業経営に関して、平  
成29年度からの経営に当たっては、水道施設の再構築をすべきなどのご意見  
を頂きました。

今後は、先の答申内容を踏まえ、将来の水道事業のあるべき姿をより長期  
の視点から見据え、向こう10年間の水道事業運営の指針となる新たな基本計  
画を策定し、併せて基本計画の目標を実現するための事業内容や資金計画な  
どを含めた中期的な経営計画を策定することとしており、市民生活、そして  
経済活動に欠かせないライフラインである水道事業を将来にわたり持続でき  
るよう運営していきたいと考えております。

つきましては、

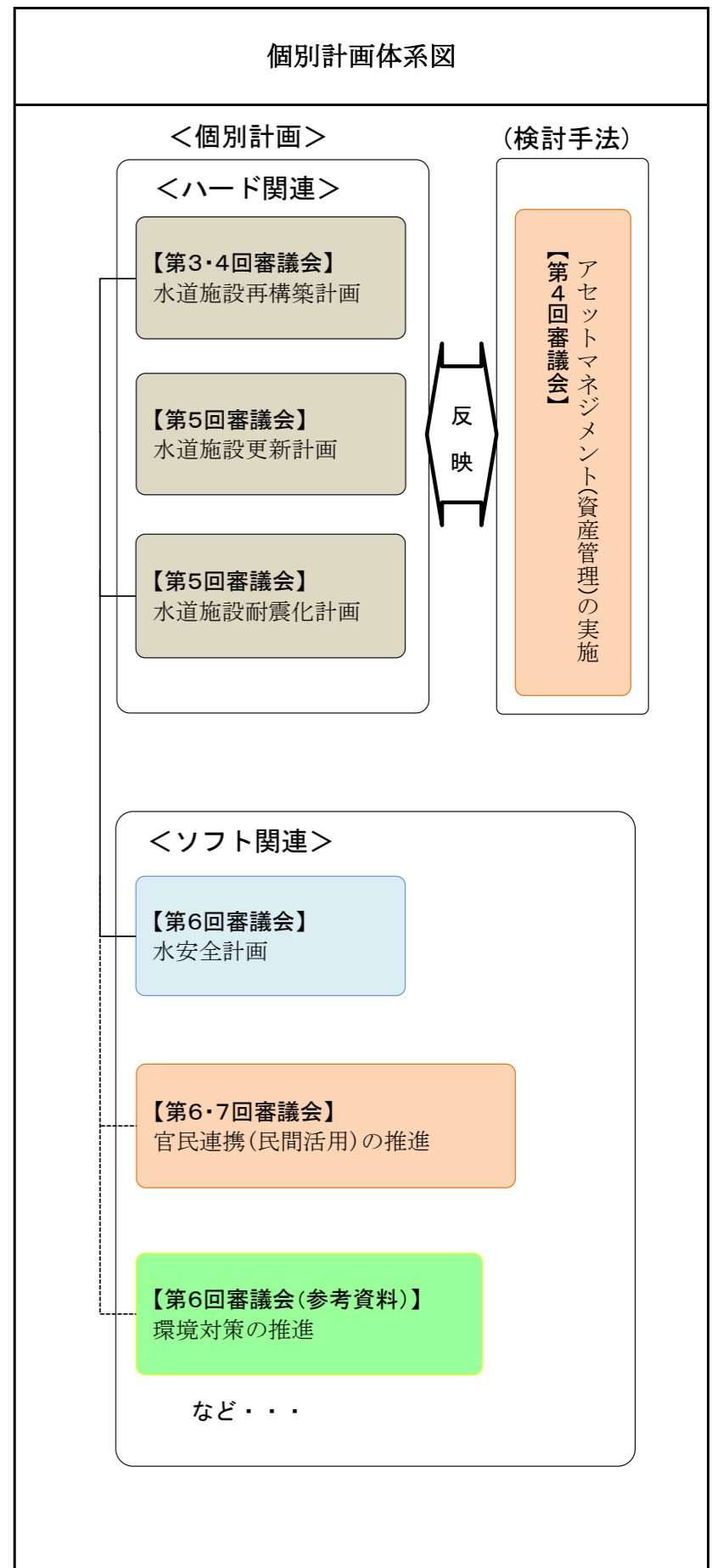
- ・ 新たな基本計画について
- ・ 次期中期経営計画について
- ・ その他(上記に附随して必要となる事項)

など、今後の水道事業経営について貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いた  
します。

3 現行の市水道事業経営プラン  
H19~28年度(10年間)

基本理念	経営目標・基本方針	
未来に引き継ぐいわきの水道 安全でおいしい水を必要だけでなく	経営	1 経営の健全化 ・効率的な建設改良事業 の実施、経費の節減、企 業債残高の縮減等 (15事務事業)
	安全	2 安全性確保と快適性の 向上 ・水質管理の徹底、水源 から蛇口までの諸対策の 実施 (4事務事業)
	安定	3 安定給水の確保 4 地震・洪水対策の充実 いつでもつ かえる水道 ・施設の適正な維持管理、 災害等に強い、信頼性の ある施設の計画的な整備 等 (14事務事業)
	環境	5 環境保全への取り組み 自然にやさし い水の供給 ・水源保全対策、その他環 境負荷の低減策等 (7事務事業)
	顧客	6 お客様サービスの充実 お客様満足 度の向上 ・事業内容の積極的な公 開、多様なニーズに応える サービスの提供等 (10事務事業)

4 これまでの審議会の審議経過(個別計画)



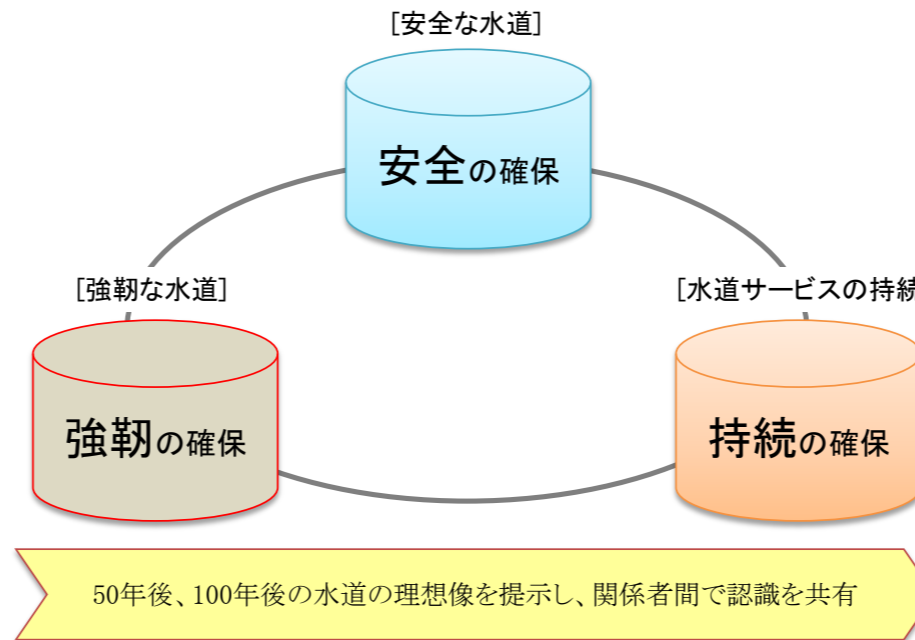
□ 国及び県の水道ビジョン

(国)新水道ビジョン 平成25年3月策定		
理想像	目指すべき方向性	理想像
時代や環境の変化に対しても、誰でも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道	<b>【安全】</b> 全ての国民が、いつでもどこでも、水をおいしく飲める水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道原水の水質保全、適切な浄水処理、管路内及び給水装置における水質保持や飲用井戸等の衛生対策が徹底されることにより、すべての国民が、いつでもどこでも、おいしく水を飲めること。</li> <li>世界と比べても類を見ない高度な管理と良好な水質を保持しており、水質の向上に努力していること。</li> </ul>
	<b>【強靱】</b> 自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した施設の計画的な更新により、平常時の事故率は維持もしくは低下し、施設の健全度が保たれ、水道施設の耐震化やバックアップ体制、近隣水道事業者とのネットワーク網を構築することにより、自然災害等による被災を最小限にとどめる強いしなやかな水道が実現され、水道施設が被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道が構築されること。</li> </ul>
	<b>【持続】</b> 給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能な水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水人口や給水量が減少した状況においても、料金収入による健全かつ安定的な事業運営がなされること。</li> <li>水道に関する技術、知識を有する人材により、いつでも安全な水道水を安定的に供給できること。</li> <li>地域に信頼され続ける近隣の事業者間において連携して水道施設の共同管理や統廃合を行い、広域化や官民連携等による最適な事業形態の水道が実現すること。</li> </ul>

**国**

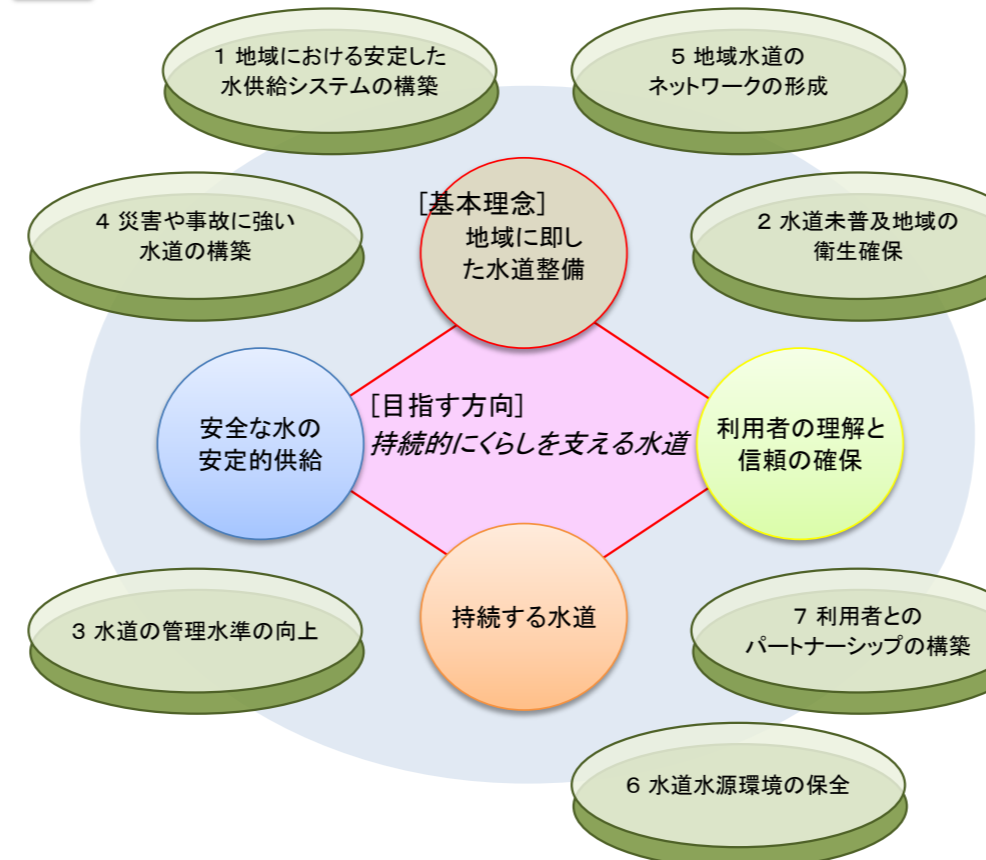
【水道の理想像】

時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に利用可能な水道



**県**

【水道整備の基本方針】



(県)地域水道ビジョン 平成26年3月改定【H27～32年度(6年間)】		
目指す方向(継続)	基本理念	水道整備の基本方針
持続的にくらしを支える水道	<b>【地域に即した水道整備】</b> 地域に育まれた地域の水を地域で生かしていくこと	<p>1 地域における安定した水供給システムの構築 地域の水道事業が、住民生活や都市機能を維持するため、安定した水供給システムを構築すること。</p> <p>2 水道未普及地域の衛生確保 水道未普及地域においては、それぞれの住民の多くが自己水源によって生活用水を得ているが、それらの衛生確保が必要。</p>
	<b>【安全な水の安定的供給】</b> 適切な管理によって安全性が確認された水がどんなときでも供給されること	<p>3 水道の管理水準の向上 地域生活のライフラインを適切に維持し、安定的な供給を図るためには、水道の管理水準の向上が必要。</p> <p>4 災害や事故に強い水道の構築 東日本大震災規模の災害を想定するにとどまらず、さらに条件が悪い場合も視野にいたした上で、水道事業が受ける影響に注目し、その影響を抑えるといった視点で災害対策を考えることが必要。</p>
	<b>【持続する水道】</b> 将来にわたって変わらずに供給され続けること	<p>5 地域水道のネットワークの形成 生活圏を中心として、地域の水道がネットワークを作り、日々の連携を深めることが有効。</p> <p>6 水道水源環境の保全 環境保全への関心が高まる現在、水を一時的な資源としてではなく、環境中で繰り返し利用することができる循環資源としてとらえる視点を持つ必要。</p>
	<b>【利用者の理解と信頼の確保】</b> 利用者が安心して水を使い、共に支えること	<p>7 利用者とのパートナーシップの構築 水道事業者が常に利用者ニーズを考えながら事業を行っていく必要がある一方、利用者も水道システムへの理解を深め、水道事業を支えるパートナーとして協力や参加していくことが必要。</p>

「安全」「強靱」「持続」の観点から、50～99年先の理想像を見据え、計画を策定する必要がある。

□ 新たな経営プランについて (案)

